

事務連絡  
平成21年10月14日

都道府県新型インフルエンザワクチン御担当者様

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの購入価格等について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力賜り有り難うございます。

現在、国内4社が新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン（以下「新型ワクチン」という。）の製造を行っていますが、当該新型ワクチンは製造されるごとに順次出荷されるため、一度に流通される供給量には限りがあります。

このため、当該ワクチンを通常の市場取引にて流通させた場合、ワクチンの買い占めによる価格高騰、ワクチンの地域間偏在などが生じ、安定供給が阻害される可能性があります。また、その結果として、優先接種対象者の接種機会の確保が困難となるなどの弊害が生じる可能性があります。

このような弊害を防ぎ、優先接種対象者の接種機会を確保するため、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」に基づく本事業においては、国が新型ワクチンの販売先、販売数量及び販売価格を指定し、流通を管理することとしています。

また、本事業の流通管理が適切であることは、公正取引委員会にも確認をさせていただいております。

つきましては、貴職におかれでは、下記事項につき、貴管下、医療機関に周知徹底をお願い申し上げます。

記

1 新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの各医療機関への納入について

新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの各医療機関への納入につきましては、「新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「新型インフルエンザ予防接種業務委託契約書」に基づき、都道府県が各受託医療機関における接種対象者数及びワクチン必要量を決定するとともに、卸売販売業者に対して受託医療機関別への納入数量を提示し、納入を依頼することとなっています。

各受託医療機関におかれでは、都道府県が指定した卸売販売業者から都道府県から示されたワクチン量を以下2の価格にて購入してください。

2 販売価格について

本事業における販売価格及びその内訳は以下のとおりです。医療機関が各製剤を購入する場合には、合計欄に明記されている価格にて購入してください。

(1) 1mLバイアル製剤（1本あたり）

ワクチン本体	:	1,725円
流通経費（販社→卸）	:	644円
流通経費（卸→医療機関）	:	428円
<u>消費税</u>	:	<u>139円</u>
(計)		2,936円

注) 消費税は端数切捨により便宜的に算出

(2) 0.5mLシリンジ製剤（1本あたり）

ワクチン本体	:	863円
流通経費（販社→卸）	:	322円
流通経費（卸→医療機関）	:	214円
<u>消費税</u>	:	<u>69円</u>
(計)		1,468円

注) 消費税は端数切捨により便宜的に算出

(3) 10mLバイアル製剤（1本あたり）

ワクチン本体	:	15,525円
流通経費（販社→卸）	:	5,400円
流通経費（卸→医療機関）	:	3,600円
<u>消費税</u>	:	<u>1,226円</u>
(計)		25,751円

注) 消費税は端数切捨により便宜的に算出